

⑮ 補償説明















(別紙)

補償説明

補償説明とは、土地改良事業に必要となる土地等の取得等に伴って用地買収又は建物等の移転の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）及び建物等の移転補償額の積算内容の説明を行うことをいい、その区分は、表1-1によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表1-1

区分	判断基準
補償説明A	用地調査等共通仕様書第10章第128条の移転工法案の検討を行ったもの、又はこれに準ずると認められるもの。
補償説明B	補償説明A以外のもの。 ただし、補償説明等の項目によって、表1-2の区分により行うものとする。

表1-2

区分	判断基準
補償説明B-イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。
補償説明B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用）に供している借家人に係るもの。
補償説明B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む）補償に係るもの。

補償説明Bに係る直接人件費の積算に当たっては、表1-2による区分ごとの補正率は表1-3により行うものとする。

表1-3

区分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補正率	0.50	0.80	1.00	1.30

1 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明A及び補償説明Bによって行うものとする。

2 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明A及び補償説明Bによって行うものとする。

3 補償説明

補償説明は、土地、物件調書の配付、補償内容の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明A及び補償説明Bによって行うものとする。